平成２９年（フ）第１５３７号
大阪府茨木市沢良宜西２丁目３番10号　サニーハイム南茨木　２Ｃ号
債務者　杉野　尚世（旧姓入口）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５４２号
大阪府門真市新橋町24番７号　森文化
債務者　鈴木　雅彦
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５４６号
大阪市東淀川区大桐２丁目８番１―403号
債務者　川平　精一
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５５０号
大阪府東大阪市吉田１丁目６番25号
債務者　藤原　太郎
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８号
香川県木田郡三木町大字氷上4106番地１
債務者　三好マサ子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０号
長崎県長崎市立山１丁目２番43号　コーポ諏訪の樹101号
債務者　脇浜　直人
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
大分県日田市大字三和2657番地１　アグリティーノＢ棟103号
債務者　岡本　晃憲
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第１４８号
宮城県塩竈市母子沢町18番３―108号　市営新玉川住宅たまがわ棟
債務者　齋藤　　睦（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
仙台市青葉区北目町４番２―901号
債務者　石田　幸次
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
仙台市若林区堰場14番地の10　松恵荘205
債務者　福田　住雄
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字内井田52番地57、前住所北海道札幌市清田区北野七条４丁目９番18―703号
債務者　平井　弘子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第１９号
福島県いわき市平字四軒町22番地の７　ミズノハイツ
債務者　谷貝　秀二
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第２１号
福島県いわき市内郷宮町竹之内39番地の２　市営住宅２―1242
債務者　江橋　志保
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第２３７号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代１丁目７番28号
債務者　宮本　　隆
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
さいたま市中央区鈴谷４丁目６番31―109号
債務者　吉冨　和彦
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
埼玉県加須市栄2391番地３
債務者　和田　秋子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５５号
さいたま市北区本郷町1221番地３
債務者　木崎　正和
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係